

保護者の皆様へ

緊急事態宣言期間終了後の市内保育施設の対応及び家庭保育への協力について
(令和2年4月30日現在)

日頃より、本市の保育行政にご理解ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

また、保護者の皆様におかれましては、これまでの家庭保育へのご協力に関しまして、改めて感謝申し上げます。

立川市では、4月7日の緊急事態宣言を受け、医療従事や社会の機能を維持するための就業等により保育施設を利用するといった保育の必要性に鑑み、5月6日までの間、原則開園とし、登園自粛を要請するとともに、家庭保育への協力をお願いしております。

しかし、感染拡大が進む影響から、緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大されたことに加え、都内の感染者数は依然として多数発生しており、予断を許さない状況が続いております。また、立川市内の小中学校では5月末まで休業が延長されたことから、引き続き感染拡大防止への取り組みが必要と考えられます。

つきましては、これまでの感染状況や市内小中学校の対応等を踏まえ、原則開園とし、家庭保育が可能な保護者の皆様への登園自粛を強く要請する対応を、5月31日まで継続させていただきます。

なお、登園自粛要請を延長することから、0～2歳児クラスの園児を対象とした利用者負担額（保育料）の減額の対象期間についても、5月31日まで延長し、また、4月入所者の就労開始日等についても、これまでの期限を更に1か月延長することといたします（求職要件の方についても、通常6月末のところ、7月末までとします）。詳細については市ホームページ等でご確認願います。

保護者の皆様におかれましては、園児や保護者の皆様の健康を最優先し、感染拡大を防ぐための対応として、引き続き、家庭保育へのご協力をお願いいたします。

なお、緊急事態宣言期間の延長の可否や感染拡大の程度によっては、これらの対応を変更する場合がありますので、ご留意願います。

保護者の勤務先の事業主様

令和2年4月30日
社会福祉法人 高峰福祉会
西砂保育園 園長 菅原由里

緊急事態宣言の発令に伴う保育施設の利用について

日頃より、西砂保育園にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を受け、登園自粛を要請し、感染拡大防止対策を図りつつ開所を続けてまいりましたが、保育所の利用率は、国の示す接触割合8割にはなかなか至らず、利用者に安全な保育を提供することが困難な状況が続いております。保育園における集団感染リスクを低減させることが急務と考えており子どもたちやそのご家族、そして職員の健康と命を守るため、事業者の皆様におかれましては、当保育園に在籍する園児の保護者様の勤務について、家庭での保育が可能となるよう、休暇の取得・勤務の特例等に、特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

それに伴い、保育利用申請書に勤務先の事業主様に記入して頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 登園自粛期間 令和2年5月7日（木）から緊急事態宣言の期間
2. 保育利用申請書 利用当日までに別紙「保育利用申請書」を園に提出
※ 注1 保育の有無・勤務日程と時間（事業主の記入・押印が必須）
※ 注2 保育のお預かりは、基本お仕事のみとさせていただきます

以上

